

周南市新庁舎飲食施設出店者の募集について

庁舎の有効活用及び来庁者の利便性向上並びにまちのにぎわい創出を目的に、新庁舎内飲食施設の出店者を公募します。

1 公募の目的

誰もが利用しやすい、質の高いサービスの提供が可能な飲食店を安定的に経営できる出店者を選定するため、広く企画提案書を募集する。

2 飲食施設の概要

- (1) 場所
新庁舎シビックプラットホーム 1階
- (2) 面積
195.4㎡ (厨房 38.7㎡、飲食スペース 141.5㎡、事務室 7.3㎡、廊下 5.5㎡、トイレ 2.4㎡)

3 契約条件

- (1) 契約方法
行政財産の貸付け
- (2) 契約期間
平成31年3月16日以降の市が指定する日から平成36年3月31日まで
- (3) 営業開始日
平成31年4月1日以降で、市との協議により決定する。
- (4) 賃貸借料
月額232,000円(税抜)以上とし、企画提案による額とする。

4 運営条件

- (1) 営業日
1週間のうち5日以上営業することとし、休業日の曜日設定は任意とする。
※お盆、年末年始、祝日は、上記に関らず休業日とできる。
- (2) 営業時間
自由に設定できるが、午前11時から午後3時までは必ず営業するものとする。
- (3) 提供メニュー及び価格
出店者が定める。
- (4) 酒類の提供
開庁日は午後5時30分以降であれば可能、閉庁日は時間を問わず可能

5 応募資格

- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可など必要な許可を受けていること。
- 個人、法人の別は問わない。 など

6 評価

- 企画提案書についてプレゼンテーション・ヒアリングを実施
- 「周南市新庁舎売店出店者及び飲食施設出店者選定委員会」が評価を行う。

7 スケジュール

- ① 応募申込書の提出期限 10月27日まで
- ② 企画提案書の提出期限 11月24日まで
- ③ プレゼンテーション・ヒアリング 12月11日(予備日12日)

